

# 地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書

月 日

【申込先】(公社)愛媛県建築士会事務局 〒790-0002 松山市二番町4丁目1-5

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		昭 和 平 成 年 月 日
種 別 (該当する□を塗り つぶしてください。)	<input type="checkbox"/> 建築士 (□一級 □二級 □木造 ) <input type="checkbox"/> 1 級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2 級建築施工管理技士 (躯体、仕上げ除く) <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員 (建築に関する実務 3 年以上)	
現住所	〒	— (電話 )
CPD番号		

※ 以下の項目について、該当する番号に○を付けてください。

応急危険度判定士認定 (新規)申請書の提出 について	<b>1. 申請する</b> <b>2. 既に判定士である。</b> ※1 に○をした方は 応急危険度判定士認定申請書、添付書類と一緒に提出してください。 ※2 に○をした方は、 <b>当日テキストを忘れずご持参下さい。</b>
----------------------------------	--

	<b>お申込みありがとうございます。</b> 番で受けました。当日、返信されたFAXを会場にご持参ください。 ※FAXにて受付番号をお知らせしますので、返信先のFAX番号を ご記入下さい。FAX番号 ( )
---	--

[愛媛県からのお知らせ]

## 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の登録の更新・再登録について

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

平素より皆様には、本県の建築行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当該登録制度では、登録有効期間を5年間としております。近々有効期間が満了となる方、既に満了とされた方におかれましては、更新・再登録の手続きをお願いします。

県では、判定士の方々の更新・再登録にかかる負担を軽減し、多くの判定士の方々に登録を更新・再登録していただくため、一度登録された方に対しては、講習会の再受講に代え、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページに掲載している技術資料での自主研修により更新・再登録を可能といたしましたので、今回の講習の受講は更新・再登録の条件ではないことをお知らせします。また、住所等の変更が生じた場合は、変更届を県へ提出してください。

【申込先】 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係

TEL 089-912-2757

愛媛県公式ホームページ>被災建築物応急危険度判定について <http://www.pref.ehime.jp/h41000/oq.html>

(参 考) 全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq>